

○神奈川県川崎競馬組合監査委員に関する条例

(平成12年4月1日条例第7号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第2条 神奈川県川崎競馬組合同規約第13条第1項及び第2項の規定による。

(報告、公表の方法)

第3条 監査、検査又は診査に関する結果報告は文書で行い、公表は神奈川県川崎競馬組合事務所の掲示場に掲示して行う。

(委任規定)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、委員の協議によって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。